

国道車第61号
令和2年12月25日

各地方整備局 道路部長 殿
北海道開発局 建設部長 殿
沖縄総合事務局 開発建設部長 殿
都道府県 担当部長 殿
指定都市 担当部長 殿
高速道路株式会社 担当部長 殿
日本高速道路保有・債務返済機構 担当部長 殿
都市高速道路公社 担当部長 殿

国土交通省道路局
道路交通管理課長

「特殊な車両の通行の許可に関する事務の具体的処理について」の一部改正
について

このたび、特殊車両通行許可にあたって付す必要な条件のうち、誘導車の
配置条件等について、一定の講習を受講した者が運転する誘導車が誘導する
場合に誘導車の配置台数等を合理化するため、「特殊な車両の通行の許可に
関する事務の具体的処理について」（昭和53年12月1日建設省道交発第97号）
の一部を別紙のとおり

（以下、地方整備局、北海道開発局、沖縄総合事務局）

改正したので、その事務の取扱いについて、適切に処理されたい。なお、通
達中、「5 許可関係（6）」の改正に伴う扱いについては、附則の記載内
容によることとする。

（以下、都道府県向け）

改正しましたので、その事務の運用にあたり、参考としていただきますよう
、よろしく申し上げます。なお、通達中、「5 許可関係（6）」の改正に
伴う扱いについては、附則の記載内容によることとします

また、貴管内道路管理者（指定市を除く。）に対しても、この旨参考周知
方お取り計らい願います。

（以下、政令指定市、高速道路機構、高速道路会社、高速道路公社向け）

改正しましたので、その事務の運用にあたり、参考としていただきますよう
、よろしく申し上げます。なお、通達中、「5 許可関係（6）」の改正に
伴う扱いについては、附則の記載内容によることとします。

○特殊な車両の通行の許可に関する事務の具体的処理について（昭和五三年一二月一日 建設省道交発第九七号）
道路局道路交通管理課長通達
【最近改正 令和元年7月5日 国道車第12号】

改正後	改正前
<p>1～4 略 5 許可関係 (1)～(4) 略</p> <p>(5) 条件書は、極力具体的に記載するものとし、別紙を参考とすること。 <u>ただし、やむを得ない場合には、これらに加えてその理由を付した上で他に条件を付することができる。</u> なお、工事等のため、通行経路の一部の区間について迂回させる必要があることが許可時点で判明している場合には、条件書にその旨を記載することができる。</p> <p>(6) 算定要領に基づく通行条件の区分がB、C又はDとなり、許可に際して、徐行、<u>(削る) 通行を許可する車両の前方又は後方に誘導車を配置すること、通行できる時間を夜間に制限すること等を条件とするときは、通行経路のうち、これらが必要となる区間又は箇所限定して条件を付すことができる。</u> <u>また、誘導車は、特殊車両以外の車両で、国土交通省が提供するオンライン教材による講習又はこれに準ずるものとして国土交通省のホームページに掲載された講習を受講した者（有効な受講修了書を有する者に限る）が運転するものであることを確認できるものに限ることとする。</u> なお、通行できる時間を夜間に制限する条件を付す場合の基準等及び<u>国土交通省が提供するオンライン教材による講習に準ずる講習の基準等</u>については、別に定めるところによる。</p> <p>(7)・(8) 略 6～8 略</p>	<p>1～4 略 5 許可関係 (1)～(4) 略</p> <p>(5) 条件書は、極力具体的に記載するものとし、別紙を参考とすること。 <u>(新 設)</u></p> <p>_____ なお、工事等のため、通行経路の一部の区間について迂回させる必要があることが許可時点で判明している場合には、条件書にその旨を記載することができる。</p> <p>(6) 算定要領に基づく通行条件の区分がB、C又はDとなり、許可に際して、徐行、<u>連行禁止、通行を許可する車両の前後に誘導車を配置すること、通行できる時間を夜間に制限すること等を条件とするときは、通行経路のうち、これらが必要となる区間又は箇所限定して条件を付すことができる。</u> <u>(新 設)</u></p> <p>_____ _____ なお、通行できる時間を夜間に制限する条件を付す場合の基準等 <u>(新 設)</u></p> <p>_____ については、別に定めるところによる。</p> <p>(7)・(8) 略 6～8 略</p>

別記様式第 1 ～ 4 略

別紙

(表)

条 件 書

第 号
許可年月日 年 月 日
道路管理者
印

1. 通行経路のうち、次の区間の橋、高架の道路その他これらに類する構造の道路（以下「橋梁等」という。）を通行するときは、徐行（注）をすること。

（注）徐行とは、車両等が直ちに停止することができるような速度で進行することをいう。

[]

（削る）

（削る）

2. 通行経路のうち、次の区間の橋梁等を通行するときは、

① 他の車両との距離を確保することによって、通行する車線の一の径間を同時に通行する他の車両がない状態で通行すること。

② ①のため、許可車両の後方に1台の誘導車（注）を配置し通行すること。

（注）特殊車両以外の車両で、国土交通省が提供するオンライン教材による講習又はこれに準ずるものとして国土交通省のホームページに掲載された講習を受講した者（有効な受講修了書を有する者に限る）が運転するものであることを確認できるものに限る。

[]

3. 通行経路のうち、次の区間の橋梁等を通行するときは、隣接する車線の前（隣接する車線が同一方向の車線である場合は後方）を十分に確認し、他の車両が隣接車線を通行しようとしているときは橋梁等への進入を控えることなどによって、可能な限り、隣接する車線における一の径間を同時に通行する他の車両がない状態で通行すること（すれ違い、追越し等によってやむを得ず他の車両が一の径間を通行することとなるときは一時停止すること。）。

[]

4. 次の屈曲部、交差点、幅員狭小部又は上空障害箇所を通行するときは徐行すること。

[]

5. 次の区間の屈曲部、交差点、幅員狭小部又は上空障害箇所については、

① 対向車等との衝突、接触その他の事故の危険を生じさせない状態で通行すること。

② ①のため、屈曲部、幅員狭小部又は上空障害箇所については、許可車両の前方に1台の誘導車を配置し、その連絡又は合図を受けて通行すること。

③ ①のため、交差点については、許可車両の前方に1台の誘導車を配置し、その連絡又は合図を受けて、誘導車に続いて左折又は右折すること。

[]

6. 通行経路のうち、次の区間については左側端から数えて一番目の車両通行帯（登坂車線が設けられている区間にあつては登坂車線）を通行すること。

[]

（削る。）

（削る。）

別記様式第 1 ～ 4 略

別紙

(表)

条 件 書

第 号
許可年月日 年 月 日
道路管理者
印

1. 通行経路のうち、次の区間の橋、高架の道路その他これらに類する構造の道路（以下「橋梁等」という。）を通行するときは、徐行及び連行禁止とすること。

（新設）

[]

なお、次の区間の橋梁等を通行するときは、2車線内に他の車両が同時に通行しない状態で通行すること。

[]

（新設）

（新設）

2. 屈曲部、交差点、幅員狭小又は上空障害箇所を通行するときは徐行すること。

（新設）

なお、次の区間の屈曲部、交差点、幅員狭小又は上空障害箇所については、道路中央（道路標識等による車道中央線が設けられているときはその道路中央とする。）を越えなければ通行できない場合があるので、その箇所の通行にあたって他の交通の安全を確保するための誘導措置（誘導車又は誘導員による誘導及び前方、後方の確認）をとること。

[]

3. 通行経路のうち、次の区間については左側端から数えて一番目の車両通行帯（登坂車線が設けられている区間にあつては登坂車線）を通行すること。

[]

4. 通行経路のうち、次の区間については、許可車両の前後に誘導車を配置して通行すること

[]

7. 通行時間は、時から時までとする。
ただし、〔 〕については、時から時までとする。
〔 〕については、時から時までとする。

また、交通混雑が予想される市街地等を通行する場合は、当該区間の交通混雑を避けて通行すること。

8. 通行経路のうち、〔 〕については、
〔 〕のため、年 月 日より 年 月 日まで
〔 〕を通行すること。

9. 道路工事、災害発生等によって、通行経路の一部で通行が禁止又は制限されることがあるが、そのような場合には、現地の標識又は道路管理者の指示に従うこと。

10. その他

※通行の際の注意事項は、裏面に記載のこと。

〔通行の際の注意事項〕

1. 道路の状況は、工事の実施や災害の発生等により変化することがあるので、通行に先立ち、通行経路について(公財)日本道路交通情報センター等に問い合わせること。
2. 許可証に記載された事項に違反して車両を通行させたときは、許可を取消されることがある。
(削る。)
(削る。)
(削る。)
(削る。)
3. 通行にあたっては、常に、許可証を備え付けておくこと。ただし、許可の更新又は変更によって許可を受けた場合には、当該更新又は変更の前の許可証も合わせて備え付けておくこと。
4. 取締りにおいて、道路監視員等から許可証の提示を求められた場合において、許可証その他の書面を備え付けているときは、運転者等が自ら直ちに当該経路に関する当該許可証その他の書面を提示し、電子計算機その他の機器を備え付けているときは、運転者等が自ら操作して、直ちに映像面に明瞭な状態で、許可証の内容を提示すること。
5. 許可車両の通行によって道路建造物、道路の附属物、道路占有物件等に損傷を与えた場合は、すみやかに道路管理者又は道路占有者に連絡すること。
6. 道路法に基づく道路以外の部分(農道、林道、私道、港湾道路等をいう。)については、この許可の対象とはならない。
7. 道路法、道路交通法、道路運送車両法等の関係法令を遵守して通行するとともに、現地の交通規制に従うこと。

5. 通行時間は、時から時までとする。
ただし、〔 〕については、時から時までとする。
〔 〕については、時から時までとする。

また、交通混雑が予想される市街地等を通行する場合は、当該区間の交通混雑を避けて通行すること。

6. 通行経路のうち、〔 〕については、
〔 〕のため、年 月 日より 年 月 日まで
〔 〕を通行すること。

7. 通行経路の一部で通行が禁止又は制限されることがあるが、そのような場合には、現地の標識又は道路管理者の指示に従うこと。

8. その他

注) 連行禁止とは、2台以上の特殊車両が縦列をなして橋梁等の同一径間を同時に渡ることを禁止する措置をいう。

※通行の際の注意事項は、裏面に記載のこと。

〔通行の際の注意事項〕

1. 道路の状況は、工事の実施や災害の発生等により変化することがあるので、通行に先立ち、通行経路について(財)日本道路交通情報センター等に問い合わせること。
2. 以下に該当する場合には、許可を取消されることがあるので注意すること。
①条件書に記載された通行条件に違反して車両を通行させたとき
②申請した経路と異なる経路について車両を通行させたとき
③申請した車両諸元を超えて車両を通行させたとき
④その他許可証に記載した事項に反して車両を通行させたとき
3. 通行にあたっては、常に、許可証を備え付けておくこと。ただし、許可の更新又は変更によって許可を受けた場合には、当該更新又は変更の前の許可証も合わせて備え付けておくこと。
4. 取締りにおいて、道路監視員等から許可証の提示を求められた場合において、許可証その他の書面を備え付けているときは、運転者等が自ら直ちに当該経路に関する当該許可証その他の書面を提示し、電子計算機その他の機器を備え付けているときは、運転者等が自ら操作して、直ちに映像面に明瞭な状態で、許可証の内容を提示すること。
5. 許可車両の通行によって道路建造物、道路の附属物、道路占有物件等に損傷を与えた場合は、すみやかに道路管理者又は道路占有者に連絡すること。
6. 道路法に基づく道路以外の部分(農道、林道、私道、港湾道路等をいう。)については、許可の対象とならないので注意すること。
7. 道路法、道路交通法、道路運送車両法等の関係法令を遵守して通行するとともに、現地の交通規制に従うこと。

附 則（令和 2 年 1 2 月 2 5 日 国道車第 6 1 号）

（施行期日）

- 1 この通達は、令和 3 年 3 月 2 9 日から適用する。ただし、5（6）に規定する国土交通省が提供するオンライン教材による講習に準ずる講習の基準等に係るものについては、令和 2 年 1 2 月 2 5 日から適用する。

（経過措置）

- 2 この通達による改正後の 5（6）の規定に基づき付した条件については、令和 4 年 3 月 2 8 日までの間は、なお従前の例によることができる。

また、この通達の施行の際、現にこの通達による改正前の 5（6）の規定に基づき、条件を付された道路法第 4 7 条の 2 第 1 項の許可に係る通行については、当該条件を満たさない場合において、この通達による改正後の 5（6）の規定に基づく条件を適用することができる。